

2013年12月19日

各位

株式会社阪急阪神ホテルズ

弊社に対する措置命令に関するお詫びとお知らせ

弊社は、12月19日、消費者庁から、弊社が運営するホテル等施設においてお客様に提供する料理（以下「本件料理」といいます。）に係る表示の一部に関して、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第4条第1項第1号に違反するとして、同法第6条の規定に基づき措置命令を受けました。

ここに改めまして、お客様ならびに関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 消費者庁に認定された事実

弊社が運営するホテル等施設においてお客様に料理を提供するに当たり、一部の料理の内容について、例えば、2012年7月1日から2013年7月4日までの間、「ホテル阪神」内の「香虎」と称する飲食店において提供する「特選飲茶コース」と称する本件料理について、店頭に掲示したメニューに「有機野菜のプチサラダと前菜二種盛合せ」と記載し、あたかも、前記料理に有機野菜を使用しているかのような表示をするなど本件料理にメニュー等に表示した食材を使用しているかのように表示していました。しかし、実際には、前記「有機野菜のプチサラダと前菜二種盛合せ」に「有機農産物の日本農林規格」の定義に該当しない野菜を使用していたなど、本件料理の一部にメニュー等の表示と異なる食材を使用していました。このような表示は、本件料理の内容について、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

（景品表示法違反と認定されたメニュー等の詳細については、消費者庁のホームページ：http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf）をご参照ください。

2. 命令の内容

- (1) 上記1. 記載の事項を一般消費者に周知徹底すること
- (2) 今後、本件料理又はこれと同種の料理の取引に関し、上記1. 記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを弊社の役員及び従業員に周知徹底すること
- (3) 今後、本件料理又はこれと同種の料理の取引に関し、上記1. 記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも優良であると示す表示をしないこと
- (4) 前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告すること

3. 弊社の取組みならびにお客様への対応について

この度措置命令の処分を受けましたメニュー等の表示につきましては、自主的な調査の後、2013年10月末までに適正な表示に修正しております。弊社は、措置命令を受けたことを真摯に受け止め、既に取り組んでいる再発防止策をさらに拡充してまいります。

なお、この度措置命令の対象となった料理を含め、弊社が運営するホテル等施設においてメニュー表示と異なった食材を使用した商品をご利用いただきましたお客様には、すでにこの10月から商品ごとに定めた金額の返金を実施しております。

ただし、この度措置命令の対象となった料理のうち、千里阪急ホテルのご婚礼において、2007年1月1日から2013年10月27日まで提供した「Drink Plan A」（ご婚礼件数2,070件）、及び、2010年2月1日から2013年10月27日まで提供した「Drink Plan B」（ご婚礼件数396件）につきましては、本日からご婚礼されたお客様へ一定額の返金をいたします。

「千里阪急ホテルのご婚礼ドリンクプラン」お客様からのお問合せ先

千里阪急ホテル 電話番号：06-6872-2211（10:00～18:30）

4. 本件に関する報道機関からのお問合せ先

株式会社阪急阪神ホテルズ 総務人事部(広報)

電話番号：06-6377-5822(直通)

06-6372-8724(直通) ※土日祝日を除く、平日（9:00～17:30）

以上